

寄付金控除・税制優遇措置（個人用）について

文楽協会の賛助会費は、税制上の優遇措置を受けられる可能性があります。所得税、法人税、相続税、一部の自治体の住民税において、それぞれに定められている条件を満たし、最寄りの税務署が認定した場合は優遇措置が受けられます。なお、優遇措置を受けるためには確定申告が必ず必要になります。以下は、優遇措置が受けられると最寄りの税務署が認定した場合の内容説明になりますので、ご注意下さい。

個人による寄付の場合

所得税の控除について

文楽協会に対する寄付は、確定申告を行うことで納付税額が減少又は税金が還付（所得控除）されます。

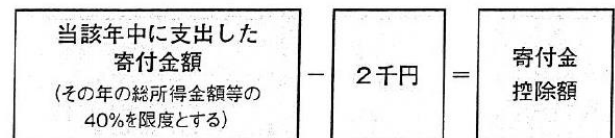
所得控除の仕組み

下記の計算式による金額が所得から控除されます。

寄付金合計 - 2000円 = 寄付金控除額

※寄付金合計の上限は、所得額の40%です

※所得税率は課税所得により異なります



確定申告の際には最寄りの税務署にご相談ください。

※文楽協会では個別のアドバイスは致しかねますのでご了承ください。

個人住民税の控除について

<大阪府にお住まいのみなさま>

文楽協会への寄付金は、大阪府・大阪市から寄付金税額控除の対象となる寄付金として条例で指定を受けております。大阪市内にお住まいの方は、所得税に加え、個人府民税・個人市民税も控除対象となります。

個人住民税の控除の仕組み

(寄付額*1-2000円) × 10%*2 = (寄付金控除額)

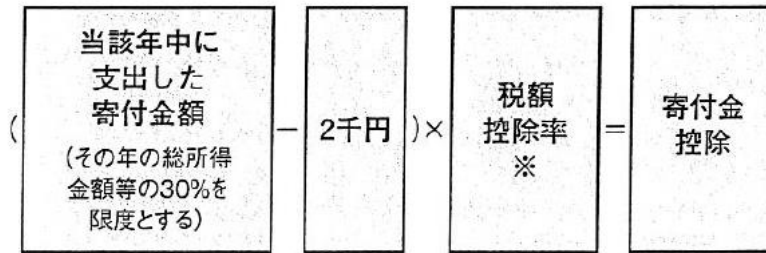
*1：総所得金額等の30%を限度

*2：「都道府県・市区町村が条例で指定する寄付金」の場合は、次の率により算出。

都道府県が指定した寄付金は4%（大阪市内の場合は2%）

市区町村が指定した寄付金は6%（大阪市内の場合は8%）

詳しくは、お住まいの市区町村へお尋ねください。



<参考：大阪市なにわの芸術応援募金について>

大阪市への『ふるさと納税制度』の1メニューで、寄付者が応援したい団体を選ぶことが可能です。文楽協会も対象団体として登録しており、当該募金に寄付した場合、文楽協会への寄付扱いとなります。詳しくは、大阪市経済戦略局文化部文化課（06-6469-5174）へお尋ねください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000309989.html>

相続税の控除について

相続した財産の一部または全部を文楽協会に寄付した場合、寄付した財産分については、相続税が課税されません。詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。

税制優遇措置を受けるための手続き

優遇措置を受けるためには確定申告が必ず必要になります。賛助会費が入金されたことが確認された後、当協会より「賛助会費受領証明書」を送付させていただきますので、確定申告時に最寄りの税務署へご提出の上申告してください。（年末調整で申告することは出来ません）

税制等に関する個別のご相談は、最寄りの税務署にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

以上